

国民健康保険税の 課税限度額が変わります

■問合せ 住民税務課国民健康保険係 (☎ 74-3002)
課税係・納税係 (☎ 74-3003)

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

当町の国民健康保険は、医療費が高止まりにあるなど今後も大きな赤字が見込まれています。国民健康保険会計はこの赤字を埋めるため、一般会計からの多額の補てんを受け運営していますが、この赤字は削減・

解消すべき額として計画的な削減・解消が求められており、国の方でも保険税課税限度額の引上げなどの法改正が段階的に行われてきているところです。こうしたことから、当町国民健康保険税については議会などでご議論いただき、令和6年度は下記のとおり課税限度額などを改定することになりました。

加入者の皆さんにはご負担をいただくこととなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

【令和6年度 国民健康保険税率・課税限度額】

区分 (対象者) 加入者全員		加入者全員				40歳～64歳の加入者	
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所得割	所得に対して	8.70%	8.70%	2.00%	2.00%	1.10%	1.10%
資産割	資産に対して	23.40%	23.40%	9.00%	9.00%	4.90%	4.90%
均等割	一人当たり	23,000円	23,000円	7,000円	7,000円	4,500円	4,500円
平等割	一世帯当たり	25,000円	25,000円	6,000円	6,000円	4,500円	4,500円
課税限度額		650,000円	650,000円	200,000円	220,000円	170,000円	170,000円

※令和6年度の国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送する予定です

【令和6年度 国民健康保険税軽減判定基準】

軽減区分	軽減判定基準所得額	
	※国保世帯（国保加入者）の所得の合計額が基準額以下の場合、該当の割合で均等割と平等割を軽減します	
2割軽減	令和5年度	430,000円 + (535,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和6年度	430,000円 + (545,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
5割軽減	令和5年度	430,000円 + (290,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和6年度	430,000円 + (295,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
7割軽減	令和5年度	430,000円 + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和6年度	430,000円 + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}

※給与所得者等＝給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える方、または公的年金等所得のある方（65歳未満：公的年金等収入が60万円を超える方、65歳以上：公的年金等収入が125万円を超える方）